

◆ 学生教育研究災害傷害保険のご案内

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員大学となり、加入受付事務などを行っています。

この保険のあらまし

1. 保険金が支払われる場合

- (1) 本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。
「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

① 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

イ. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。

ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

ロ. 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし寄宿舍にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし山岳登山やハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

- (2) 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合。

① 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

② 学校施設等相互間の移動中

合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

2. 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線照射または放射能汚染、無資格運転・酒酔い運転、施設外の課題活動で危険なスポーツを行っている間など。

尚、飲酒による急性アルコール中毒症など急激・偶然・外来の条件を充足しない事故も対象となりません。

3. 保険金の種類と金額

①死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

②後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	通院1日目から対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設内外を問わず、 課外活動を行っている間	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	
①課外活動を行っている 間以外で、学校施設内 にいる間 ②通学中 ③学校施設等相互間の移 動中	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	

注1. 治療日数は、実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を受けた日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数です。

治療期間の全日数が、対象になるのではないことにご注意ください。

注2. 入院加算金は、医療保険金に関係なく入院1日目から支払われます。(180日間を限度とします。)

4. 保険料と保険期間 (保険期間は所定の修業年限に合わせます)

保険期間	保険料適用区分	
	昼間部	通学中等傷害危険担保特約
1年間	650円	350円
2年間	1,200円	550円
3年間	1,800円	800円

詳細については、本学学生室までお問い合わせください。

保険金が支払いの対象となる例

(1) 教育研究活動中

① 正課中

- 化学の実験中、フラスコが爆発して右目にガラスの破片が入った。
- 体育の授業中、走り幅跳びで踏切の時、左足関節靭帯損傷、部分骨折。
- 地質踏査中、岩場より20m転倒し、頭蓋骨骨折で死亡。

② 学校行事中

- 大学祭の模擬店で調理中、コンロのヤカンが足に落ち火傷。

③ 学校施設内にいる間（①、②以外）

- 休み時間中、階段から転落して右足関節靭帯損傷。
- サッカー部の練習でヘディングした時、キーパーと激突して脾臓破裂。入院して脾臓摘出手術を受けた。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

- スキー部の合宿練習中、転倒した際に左手を骨折。
- ラグビー部の遠征試合中、他選手ともつれて頭から倒れ頸髄損傷、四肢麻痺。

(2) 通学中等担保特約

① 通学中

- 講義をうけるため、学校に向かう際、駅の階段で転倒し骨折。
- バレー部の合宿に参加するため、自宅から合宿所に向かう途中の交通事故により入院。

② 学校施設等相互間の移動中

- 授業終了後、ハンドボール部の練習に参加するため他大学の体育館に移動する途中、転倒し左足首靭帯損傷。